

ビール麦の契約取引の意義と展開

—主体間の調整と合意形成—

要 旨

ビール麦は、大手ビール会社と生産者団体による組織的な契約取引が採用されており、最も体系的に整備された取引形態の一つである。契約取引は、実需者と生産者の主体間の調整や合意形成を特徴とする取引形態であり、従来おこなわれてきた価格支持政策が維持できなくなる中で注目しておきたい手法ともいえる。

特に土地利用型の国産農産物については、狭隘な国土で合理化努力にも限界があり、国際価格と比較した場合、農業の再生産を維持することは困難を伴う。実態経済においても、市場機能以外の諸要因による調整機能の役割は大きく、農産物については、制度を前提とした調整や合意形成、公共的選択といった視点が必要である。

はじめに

農産物の価格政策の転換に伴い、経営安定対策の実施など、農業の持続的な発展をはかるための施策が模索されている。国産麦の民間流通の構築も、こうした取組みの一環であるが、契約取引の枠組みでおこなわれていることは意外に知られていない。契約取引は、食品産業と国内農業連携の態様の一つであるが、従来おこなわれてきた価格支持政策が維持できなくなる中で注目しておきたい手法ともいえる（注1）。

国産ビール原料麦（二条大麦、以下「ビール麦」）は、大手ビール会社と生産者団体による組織的な契約取引が採用されている。ビール麦の契約取引は、最も体系的に整備された取引形態の一つであり、生産者と実需者が連携して課題解決をはかってきた。本稿では、ビール麦の契約取引における主体間の調整と合意形成の取組みを取り上げ、こうした契約

取引の意義と展開について考察する。

（注1）さらに現在おこなわれている個別品目毎の経営安定対策や交付金などの対策が、WTO協定上、必ずしも問題なしといいきれない面もあるためである。

1 ビール麦の契約取引の沿革

（1）ビール麦の契約取引

ビール麦は、たばこや養蚕などと共に戦前からの典型的な商品作物であり、ビール会社と麦酒麦耕作者組合との契約栽培方式がとられてきた。契約取引の歴史は明治時代にさかのぼるといわれるが（注2）、現在おこなわれている取引形態は、昭和27年に実施された麦類の間接統制への移行を契機として整備された。

ビール麦耕作者は、ほぼ集落単位に総代を置く麦酒麦耕作者組合を組織し、郡・県の段階で連合会（麦耕連）を組織した。麦耕連は、地域の農業協同組合やその連合会と連携する

形で、契約取引の仕組みを整えた。

ビール麦の生産は、麦酒麦耕作者組合の組織を通じ、耕作者の希望ないし見込数量が積み上げられ、各県麦耕連でとりまとめる。これを地区連絡協議会を通じて、ビール会社の組織する麦酒協会（ビール酒造組合）と交渉し、決定するというものであった。

(2) 中央協定方式への移行

ビール麦の契約取引は、地域により、各主体の役割は若干異なっており、単位組合と会社による契約取引と、経済連、全販連等による系統共販とが並存していた（表－1）。例えば関東甲信地域は、昭和30年当時全国のビール麦生産の7割を占める産地で、1都8県の連合会で組織する関東甲信地区麦酒麦耕作連合会連絡協議会を組織し、組織的にもかなり整備されたものであった。ビール麦の契約自体は、ビール会社と各単位組合とでおこなわれていたが、茨城県の耕作農民を先頭に系統組織による共販運動が展開され（注3）、昭和32年の全国農協大会で、ビール麦共販決議がおこなわれるなど全国的な運動に発展した。

系統共販と契約取引の調和をはかるため、当時の全中荷見会長と、ビール酒造組合代表

理事で朝日麦酒の山本社長との間で調整がはかられ、昭和37年に「ビール麦の取扱い」に関する中央協定が成立し、全国をとりまとめることとなった。これに基づいて、従来のビール麦耕作者協議会、中央会及び経済連等を構成員とする都道府県ビール麦協議会を設けることとなった。ビール麦協議会は県によって機能が低下したり、なくなったりしたところもあるが、現行方式は、このときに成立した中央協定方式が継続している。

（注2）ビール麦の契約栽培は、明治9年、北海道開拓使庁経営のビール醸造所（大日本麦酒の前身）が国産大麦を使用したのが嚆矢とされる。

（注3）残麦問題を契機に紛争となり、ビール会社が独禁法違反で提訴されるまでに至った。

2 麦政策におけるビール麦の位置付け

(1) 麦政策の重要性

「新たな麦政策大綱」では、ビール麦について「今後とも円滑な契約栽培の推進をはかる」と位置付けられているが、ビール麦の生産は、全国的にも地域的に限られる状況にある。主産地である北関東の場合、栃木県を除いて、群馬県、埼玉県、茨城県とも麦作全体におけるウエイトは低くなってきている。

表－1 都道府県段階における麦耕連と系統との関連（昭和32年）

	麦耕連会長		事務局所在等		業務の主体	
県麦耕連あり 含協議会	中央会	14名	中央会	14	中央会	14
	経済連	3名	経済連	3	経済連	3
	農協理事	2名	独立	3	麦耕連	4
	県庁不詳	1名	ビール会社内	1		
	計	21名		21		21
組織なし		—	中央会	2	中央会	2
		—	経済連	7	経済連	7
	計	9		9		9
不詳	計	3	経済連	3	経済連	3
計		33		33		33

出典：麦酒産業研究グループ『ビール麦及びビールに関する統計と文献・資料』

ビール麦は、小麦に比べ収穫期が若干早く、水田による二毛作が可能である（注４）。食料自給率の向上に向けて、土地利用の高度化、特に水田の高度利用は重要な課題である。土地利用型農業における冬作の中心は麦作であり、麦作振興は農政においても大きなウエイトを有する。国産小麦の生産に飽和感がでてきているなかで、大麦やビール麦の全国的な振興策は見直されるべき課題である。

（２）国産ビール麦の競争力

ビールの主原料は輸入麦芽で、北米、欧州、オーストラリアなどから輸入されている。ビール会社は供給の安定性、危険分散、要求する品質・規格等の理由から、調達ルートを多様化させている。国産ビール麦から麦芽を製造する場合、歩留り、加工に要する費用等を含めると、輸入麦芽に対する競争力は乏しい。

輸入麦芽の価格は、トンあたり34千円程度である。国産ビール麦が２等麦で150千円／トン強であり価格差は大きい。ビール麦は適地適作による生産性の高い営農がおこなわれているが、それでも国際価格に比較した場合、再生産を維持することは困難である。

（注４）北関東の麦の主産地である群馬県の場合、11月上旬播種で、ビール麦は５月下旬、小麦は６月中旬収穫となる。

３ 契約取引における合意形成

（１）基本覚書の交渉

ビール麦の契約取引は３年が単位で、「ビール大麦の契約栽培基本条件に関する覚書」に基づいて実施している。今回、平成16～18年産の基本覚書の更改がおこなわれた。実需者側はビール酒造組合、生産者側は全中・全農・全集連で、14年10月から８回ほどの交渉がおこなわれ、15年８月に締結された。ビール酒造組合にはビール４社からそれぞれ要員が派遣されており、会社側との全体調整もおこなっている。

基本覚書は、価格設定の考え方や契約数量の限度、配分の大枠をまとめるもので、契約条件そのものを決めるものではない。ちなみに契約自体は各会社とJAがおこなっている。平成16～18年産の基本覚書の締結を受けて、16年産の播種前契約に向けた取組みが進められた。

（２）契約限度数量と配分の調整

基本覚書の交渉では、契約限度数量が大きなポイントとなる。実需者側は、受入実績を勘案し70千トン进行要請したが、16～18年産については86千トンで決着した。契約限度数量の配分は、実需者側と生産者側が協議して決定する。具体的には県別配分および県内配分

表－２ 平成16年産ビール麦契約限度数量

（単位：トン）

	ビール会社				
	キリン	サッポロ	アサヒ	サントリー	計
北海道		6,190			6,190
栃 木	5,438	2,600	21,923	4,176	34,137
群 馬	3,870	1,050		3,024	7,944
岡 山			6,644		6,644
福 岡	7,040				7,040
佐 賀	14,967		4,125	610	19,702
その他	1,130	3,213			4,343
計	32,445	13,053	32,692	7,810	86,000

資料：ビール酒造組合

に関する生産者と実需者の配分数量のマトリックスを作成する。ビール酒造組合は、生産者側の積上げ計画をベースとして、それを基に会社側との調整をおこない、配分計画を策定し各社の了承を得る（表－２）。契約限度数量は180千トンから130千トン、98千トン、今回の86千トンと順次引き下げられてきたというのが実情である。

（３） 価格および条件

価格および条件については、基本覚書で価格設定の考え方を示しており、政府告示価格を取引価格の基準としている。また、契約取引を円滑化し、より品質の向上や改善をはかるため、関連する条件についても定めている。具体的には、品質・物流改善費、指導費および調整費などである。

土地利用型の国産農産物は、国際価格をベースとした価格形成下では、農業の再生産を維持しえないという課題がある。狭隘な国土で合理化努力を超えるものがあり、国産農産物については合意形成に基づく相対価格が重要な意味をもっている。

（４） 県間調整

生産者側における県間調整も大きな課題であり、具体的には主産県会議が合意形成と調整の役割を果たしている。国産ビール麦は現在では主産地が偏っており、基本的には主産県が主導している。

主産県会議では、ビール酒造組合からの要請項目について、生産者団体としての考え方を協議する。今回交渉では、主産県会議は２回開催された。契約限度数量が減少することとなったため、基本的に限度数量の減少を主産県で調整するという考え方がとられた。

（５） 品質向上対策

農産物の契約取引においては、価格や数量とともに、品質とその向上対策は重要な要素となっており、ビール麦についても厳しい基準に対応している。農産物の品質については、市場価格ではなかなか評価しえない面もある。生産の安定と品質の向上をはかるため、年間指導計画の策定と栽培管理の徹底を図っている。品質基準としては、整粒歩合、発芽勢、粗たん白含量、水分が主な項目である。今回交渉では、新たに受入品質基準が設けられた。

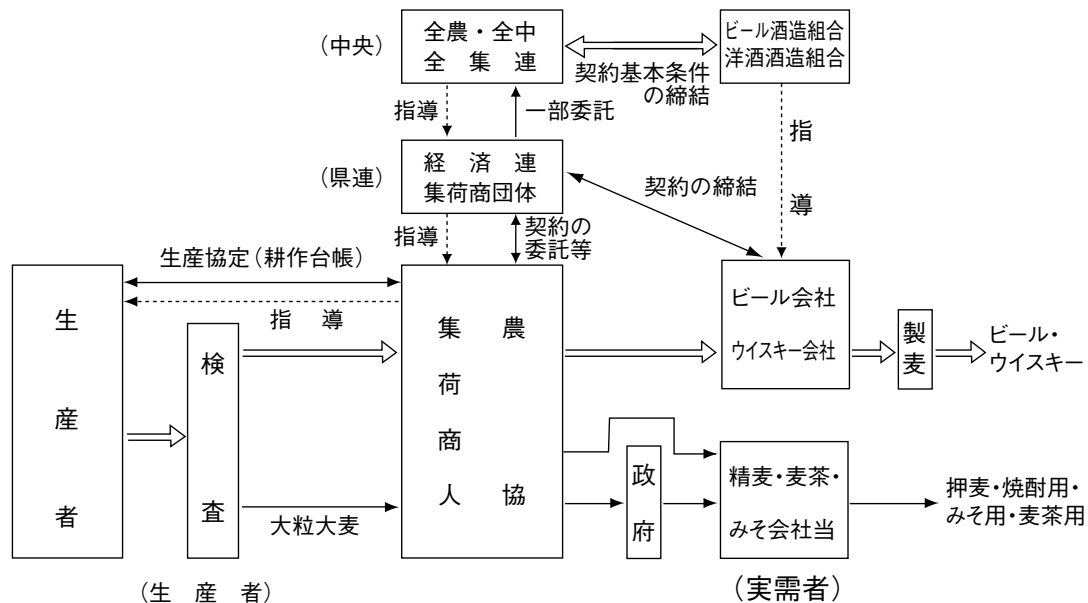
４ 合意形成における行政の役割

（１） 大麦政策との関連

契約取引の合意形成のためには、政府告示価格が重要な役割を担っている。麦類については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき、政府告示価格が公表されている（注５）。現在、小麦も大麦も民間流通での取引に移行しているが、民間流通を円滑化するために政府買入は残されている。政府告示価格は農産物の再生産や生産者の合理化努力などを総合的に勘案して決められる価格である。

また、国産ビール麦価格と輸入麦芽の国際価格のギャップを補う何らかの対策も必要で、麦芽の輸入については、関税割当制度が設けられている。関税は一次関税と二次関税に分かれており、一次関税は一定の数量以内について無税となる。ビール会社が本来支払うべき関税に無税枠を設けることで、ビール会社の負担は実質補填されている。二次関税は、21,300円／トンで二次関税を支払えば輸入は自由である。無税分の一次関税枠の割当ては、毎年度、上期と下期の２回に分けておこなわれている。

図－１ ビール麦の契約取引における主体間の関係図



出典：（財）全国瑞穂食糧検査協会『米麦データブック 平成15年版』

（注）平成16年産より洋酒酒造組合との基本覚書は、ビール酒造組合に1本化された。

（2）ビール麦協議会の役割

ビール麦の契約取引に関しては、全国的な窓口として全中、全農とビール酒造組合があって、基本覚書で契約取引の大枠を定めている。全農はさらに、系統内の取扱要領を定め、系統内の取りまとめをおこなっている。直接の契約は会社とJA間で締結される（図－1）。都道府県段階ではビール麦協議会が組織されており、県段階の合意形成や運営に大きな役割を果たしている。例えば栃木県の場合、JA栃木中央会が事務局を統括し、栃木県、旧宇都宮食糧事務所、栃木県農業会議、契約JA、全農栃木県本部、栃木県米麦改良協会などが参加している。

（注5）ビール麦は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第3条に定める「麦」であり、同第59条に基づき、政府買入価格が官報に告示される。

5 生産者と実需者の連携

（1）ビール麦協議会の活動

ビール麦協議会には実需者側は参加していないが、具体的な運営の中で、かなり交流をもっている。毎年収穫が終了する6月下旬ごろに通常総会が開催され、年度の運営方針を決めている。総会では、翌生産年度の事業計画と予算の決定、事業報告および決算の承認がおこなわれる。

県段階における活動は、9月に開催されるビール大麦JA担当部課長会議が実質的なスタートとなる。6月の総会から9月の部課長会議までは、全国段階、ビール会社間の調整に並行して、県内における契約数量の調整がおこなわれる。JA担当部課長会議で、県内における契約栽培数量の配分や生産・品質対策などが協議される。

定例的な調査としては、ビール大麦の生育概況を調査する春分時調査、5月におこなう

作柄概況調査、酒造組合主催の登熟期調査、収穫時現地調査、下見指導会等がある。このほか、その時々的重要課題について、品質対策会議や受渡事前対策会議などテーマ別会議も開催している。

(2) 実需者等との交流とニーズの把握

実需者との交流の機会は多く、JAを集めた研修会、品質対策会議、春分時調査、作柄概況調査、登熟期調査、下見指導会に会社側が出席している。JAを集めた研修会では、会社別に分科会を開催し、会社ごとのニーズや要望を直接聞くなど課題解決をはかってきた。現在では発芽勢や水分調整については、ほとんど問題がなくなった。「ばら化」といった物流対策も改善が進んでいる。

ビール麦は6月に収穫され、JAによる検査がおこなわれる。その後正式受渡しとあって、JA、全農、会社、運送会社が立ち会って検収をおこなう。正式受渡しが終了すると、荷渡指図書が交付され、引取りがおこなわれる。

6 契約取引の課題

(1) 大麦政策の後退

大麦は適地適作作物として生産振興がはかられてきたが、昭和35年当時開催された「麦対策協議会」等における検討を経て、飼料作物、小麦、なたね、ビート等への転換が進められた。ビール麦については増産をはかるとされたが、現実には縮小傾向をたどった。

食料自給率の向上や適地適作という観点から大麦は優れた特性を有しているが、国産飼料用大麦に関する施策も廃止されたように、大麦政策は後退傾向にある。豊作により発生した契約超過麦は、買入対象となっておらず

(注6)、契約限度数量を意識した作付けしかにできないのが実情である。ビール麦の振興には、契約超過麦や格別の細麦に対する施策など、大麦振興の観点も必要である。

(2) 水平的調整の硬直化

都道府県別契約限度数量は固定化傾向にあり、県間調整がむずかしいのが現実である。また、台風や病気の被害等もあって収量も大きく変動する。例えば平成10年産については、契約限度数量98千トンに対し受渡実績がわずか27千トンという時もあった。現状は限度数量の70%程度まで回復しているが、それでも限度数量に達しないのが実情である。契約限度数量の県内調整も、協議会の重要な役割であるが容易ではない。地域によって、ビール麦の営農形態や気候、取組みなど異なるものがあり、こうした事情が影響している。

(3) 取引条件や基準

国産農産物の契約取引は、実需者側の条件や基準に生産者が対応できなくなり、取引の継続性確保がなかなか困難な面がある。今回交渉でも、受入品質基準が導入され、生産者側には厳しいものとなった。特に成分基準である粗たん白含量は、生産面での改善で10%~11%の範囲に収めることは容易なことではない。またビール麦の発芽勢は98%以上で、種子としての発芽率より厳しい基準である。整粒歩合は、2.5mm以上粒が95%以上となるよう調整するが、生産者にとっては格外品や2.2mm未満の細麦の用途確保が課題である。

(4) 消費拡大策

大手ビール会社の場合、国産のビール麦を

原料とした差別化製品は出していない。原料面で差別化しやすいのは、ホップと水であり、近年は水が非常に重視されるようになってきた。このため、国産ビール原料麦による製品の差別化は、地ビール会社にニーズがあると想定されるが、全国的にあまり活用されていないという面がある（注7）。麦作振興とともに地域の農産物を活かす消費拡大策も必要となっている。

（注6）ビール原料とならない大麦については、大麦の民間流通として、追加契約で実需者に仕向けられる。

（注7）麦芽をつくる製麦施設までもてないことも一因となっている。地ビール会社は地域農産物を活かした製品開発にも取り組んでおり、民間麦としての二条大麦を発泡酒用として使用する検討も進めている。

むすび

ビール麦の生産振興は、麦作全体の中でも位置付けは高いとはいえない。しかし小麦が生産努力目標を越える水準に達し、需給にミスマッチがでてきている中で、転作作物としてももっと認識されてよい農産物である。また水田二毛作地帯における基幹作物として、水田の高度利用という観点からも再認識する必要がある。

農林水産省は、食料・農業・農村基本計画の改定作業に着手したが、食料自給率目標は大きな注目点である。食料自給率の向上に生産者も行政もかなり努力しているが、自給率向上にはきめ細かな対策の積上げも不可欠である。

国産ビール麦は大手ビール会社との契約取引が主体であり、地ビール会社との取引はほとんどおこなわれていない。ビール麦は実需者との契約取引が適合しやすい農産物であり、

需要拡大には注力すべきである。生産者と実需者の相互理解を通じて生産振興がはかれるよう関係者の積極的な取組みが期待される。また、整粒歩合などの品質基準に達しない麦の実需が開発されていない面がある。現在、飼料用などに処理されているが、精麦用や製麺用、醸造用などでの製品開発や地域食品への活用などを検討していく必要がある。

国産ビール麦でおこなわれている契約取引の形態は、品目特性や地域の事情に応じて、焼酎用大麦など他の農産物への適用なども考えられる。各段階で具体的取組みの分析や評価を踏まえ、推進方法や仕組みの改善をはかっていくことが求められる。

国内の重要農産物については、農業基本法に基づく価格政策により、再生産を維持する価格の形成が基本となってきた。しかし、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴い、市場機能の活用による価格政策への転換が進められ、国内農業は苦境に立たされている。

実態経済においても、市場機能以外の諸要因による調整機能の役割は大きい。公共財や環境財、公務員給与など、固有の調整過程や諸制度を前提として価格形成をおこなうものは数多く存在する。契約取引は生産者と実需者の主体間の調整と合意形成を特徴とする取引形態であり、その今日的役割を再認識する必要性も高いといえよう。特に制度を前提とした調整や合意形成、公共的選択は、循環型社会の形成や環境保全、成熟した市民社会の確立等において、むしろ重要性を増していくと思料される。

（鴻巣 正）